

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和6年2月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和6年2月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
3番 糠 己紀男
4番 横井 善彦
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について
議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議 長 (開会の挨拶)
本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は伊藤忠司農業委員、伊藤正樹推進委員の2名です。
よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議 長 (書記の指名)
次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)
それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議 長
只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長
農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、樋己紀男委員、花井一好委員にお願い致します。
ご両名の方、よろしくお願い致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について
議案第2号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
以上の3議案を上程致します。
只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局
総会事項書に基づき説明をさせていただきます。
まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転3件の6,560㎡です。
3-1番の所有権移転については、 筆の ㎡、 による所有権移転です。
3-2番については、 筆の ㎡で による所有権移転です。

3-3 番については、 \square 筆、 \square m²の内 1/4 の \square m²で \square による所有権移転です。今回の所有権移転により、全ての持ち分が譲受人に移転されます。

本件については、別で配布致しました「令和6年2月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが 3-1 番のところ、所有地と所有地以外の利用農地をそれぞれ記載しております。2ページには 3-2 番、3-3 番を同様に利用状況を記載しております。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。3ページの(2)はトラクターやコンバイン等の機械の所有状況を記載しております。

次に4ページ(3)農作業に従事する者ですが、それぞれ受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

5ページにそれぞれの従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の6ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、それぞれ支障等はないとしています。

また、資料の7ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおりそれぞれ地域の水路清掃や水利調整等に参加するとしています。

以上 3-1 番から 3-3 番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて事項書戻っていただいて、3ページの「議案第2号 農用地利用集積

計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は 2-1 から、2-8 までの 8 件、計 44 筆の 45,303.31 m²です。各申請内容については、8 ページまでございまして、各土地の所在、期間、借賃等はそれぞれ記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて議案第 3 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」について説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、また法第 37 条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされており、

このため、農業委員会は令和 4 年度から、毎年、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、ホームページ上で公表することとなっております。

以上のことから令和 6 年度の最適化活動の目標を作成したものでございます。

始めに、1 ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」および「耕地及び作付面積統計」の数値を記入することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。2 ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積についてです。

①には現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、※基本構想水準到達者への農地の集積面積となります。

次に(2)遊休農地の解消についても同様に①に現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。

続いて 3 ページの(3)新規参入の促進でございます。こちらも同様に①に現状の集積状況と課題、②には目標を記載しています。令和 3 年度には 1 経営体が新規参入をしております。

次に 2. 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

活動日数は 1 人当たり、月 3 日と設定しております。

事務局が依頼したものだけでなく、地元の農家の方から農地の相談を受けた場合や、自分の畑に農作業に行くだけでも、付近の農地に異常がないことを確認できるため、活動時間にかかわらず 1 日と計上してよいとされており、

(2)活動強化月間の設定目標は、国が指定した3回を目標とし、8月の農地の利用状況調査、9月の利用状況調査の結果に係る指導、1月の初寄り等での新規参入への意向確認として3回を設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、参加予定はありませんので0回としております。

以上が目標の設定となりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時7分]

(申請書回覧)

議長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時17分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-1」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を願います。

伊藤恒久委員 特に問題ありません。

員

議長 次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見を願います。

岡村昇委員 同じく特に問題ないと判断しました。

議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-2」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

担当推進委員の「加藤英二委員」のご意見を願います。

加藤英二委員 特に問題ありません。

員 議 長	次に農業委員の「樋己紀男委員」のご意見を申し上げます。
樋己紀男委 員 議 長	問題なしです。 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-3」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 担当推進委員の「加藤英二委員」のご意見を申し上げます。
加藤英二委 員 議 長	特に問題ありません。 次に農業委員の「横井善彦委員」のご意見を申し上げます。
横井善彦委 員 議 長	問題ないと判断しました。 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-1」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3-1」は、原案どおり可決決定致します。

議長 続きまして、「3-2」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3-2」は、原案どおり可決決定致します。

議長 続きまして、「3-3」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3-3」は、原案どおり可決決定致します。

議長 次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は農業委員の■■■■委員の関係が含まれますので、■■■■委員には一度退室していただきます。

(■■■■委員退室後)

議長 それでは採決に入ります。「議案第2号 農用地利用集積計画について」原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。それでは■■■■委員に戻っていただきます。

(■■■■委員入室後)

議長 次に「議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」原案

に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり可決決定致します。これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時23分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員